

政策企画部

No. 8

制度名	地方創生アドバイザー事業 【一般財団法人地域活性化センター】	主管課名 企画調整 G 問合せ先 029-301-2732	地域振興課										
目的・趣旨	地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生にむけて適切な助言を行う各分野の専門家（「アドバイザー」）を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に支援を行う。												
〔対象団体〕 市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会													
〔対象事業〕 地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるもの。													
〔補助要件等〕 ・令和3年4月1日から令和4年2月末日までに実施する事業 ・事業の企画・運営を外部団体等に委託する事業は対象外													
〔対象経費〕 対象団体がアドバイザーを招聘するために要する経費で、次に掲げるもの。 (1) 謝 金：実際に事業に要する額とし、アドバイザー1人1回につき10万円を上限とする。 (2) 交通費：実際に事業に要する額とし、日当及びグリーン料金等は除く。 (3) 宿泊費：実際に事業に要する額とし、アドバイザー1人1泊につき13,300円を上限とする。													
〔補助限度額等〕 ・1件につき20万円													
〔経費負担割合〕													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10/10 以下</td> </tr> </tbody> </table>				区分	国	県	市町村	その他	市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会				10/10 以下
区分	国	県	市町村	その他									
市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会				10/10 以下									
〔3年度当初予算額〕		〔3年度補助対象団体〕 令和3年度事業は募集終了											
〔備考〕 一般財団法人地域活性化センターからの補助。翌年度の事業要望調査は、毎年12月頃に同センターから県を通じて行われる。													